

平成28年度第5回経営戦略会議 会議結果の概要

開催日時	平成28年10月28日（金）午後2時45分～午後3時38分
開催場所	本庁 東庁舎4-2会議室
出席者	市長、副市長、総務部長、危機管理部長、情報戦略局長、環境生活部長、健康福祉部長、産業観光部長、都市整備部長、教育部長、上下水道部長、病院事務部長
審議事項	
(1) 市営駐車場の料金改定について	<都市整備部>
(2) ふるさと未来づくりの今後の展開について	<環境生活部>

1 市営駐車場の料金改定について<都市整備部>

概要

市営駐車場の駐車状況と、これまで実施してきた料金体系における効果及び課題を整理し、今後の料金体系について審議を行った。

主な内容は以下のとおりである。

(1) 料金体系

①一般車（宇治駐車場・内宮前駐車場）

1時間まで：無料

1～2時間：500円 ※夜間（17時～翌7時）入庫の場合、400円割引

2時間以降：30分毎に100円加算

②バス（内宮前駐車場）

1回：3,000円

(2) 現行料金体系の効果と課題

①閑散期と繁忙期の料金設定

【現行】年間を通じ同一料金体系

(ア) 現行の効果

・交通対策を賄える収入が得られている。

(イ) 現行の課題

・閑散期と繁忙期の利用状況に開きがあり、渋滞の少ない閑散期に誘導をかけにくい。

②料金加算の時間設定

【現行】2時間以降30分単位で100円が加算される。

(ア) 現行の効果

・駐車場の回転が促され、渋滞緩和となっている。

・神宮会館駐車場も30分毎に加算されており、体系が似ている。

(イ) 現行の課題

・せわしなく感じる

③内宮前駐車場と宇治駐車場の料金設定

【現行】両駐車場とも同一料金設定

(ア) 現行の効果

- ・交通対策を賄える収入が得られている。
- ・おはらい町へ向かう人には、宇治駐車場も内宮前駐車場も距離差が少ないため、不公平感がない。

(イ) 現行の課題

- ・内宮へ向かう人には、宇治駐車場と内宮前駐車場との距離差から、利用時間に差が生じる。

④臨時駐車場との整合

【現行】

- ・臨時駐車場の駐車整理料は1回1,000円
- ・臨時駐車場は市営駐車場が満車時に運営
- ・臨時駐車場は神宮及び県の施設を借用し、伊勢地域観光交通対策協議会が運営

(ア) 現行の課題

- ・利用時間により市営駐車場が割高になる。

(3) 今後の料金体系

現在、収支のバランスが保たれた状態であり、市営駐車場・臨時駐車場の料金体系は、情報誌やホームページなどで周知され、定着しているものと考えられる。

また、特に混乱や問題が生じていないため、当面、現在の料金体系で運営するが、今後、情勢の変化があれば、関係団体とも協議し改定を検討する。

結論 提案された内容のとおり進めることと決定した。

主な意見・補足等

- ・現状において、駐車台数も減っていないし、公共交通機関の促進にも繋がっている。
- ・平成33～34年度頃には更新が必要となることから、安定した収入を確保し、資金留保する必要がある。パークアンドバスライドの実施等、他の交通施策にも大きな経費が必要となり、活用することが可能となる

資料 付議事項書

2 ふるさと未来づくりの今後の展開について<環境生活部>

概要

平成27年度から市内全地区でまちづくり協議会が設立され、本格的な活動が行われている。今後、地域における課題解決をさらに促進させるためには、地域特性に合った活動を推進していく必要がある。このことから、平成29年度から新たな制度を施行することについて審議を行った。なお、現在、財政支援として「ふるさと未来づくり資金」を交付しており、加えて事務運営経費として「本格稼働支援金」（60万円）を平成27年度及び28年度のみ、時限的に交付している。

主な内容は以下のとおりである。

(1) ふるさと未来づくり資金「活動事業費臨時特例分」

①対象事業

(ア) 地域の防災機能強化に資する事業

(イ) その他当該地域において特に実施することが必要であると認める事業

※現行の活動事業費（基本額100万円）とは別に、3年間で特に実施する必要があると認める事業に特化して申請を受ける。交付にあたっては書類審査を行い、採択・不採択を決定。目的外利用は認めない。

②補助金の額

60万円（事業数に関わらず、まちづくり協議会ごとの上限額）

(2) 市の事業の委託等について

市がこれまで直営または民間委託等をしていた事業について、当該課とまちづくり協議会との協議により委託等を行う。

(例) 資源ステーション受付等業務委託、介護予防・日常生活支援事業・・・等

結論

提案された内容のとおり進めることと決定した。

主な意見・補足等

- ・活動事業費臨時特例分を追加する目的は何か。
→市として推進したい事業を対象とすることにより、対象事業の推進が促進される。また、地区において有効な事業であるものの、基本額では実施できない事業の促進も見込める。
- ・市の事業の委託等について、すべての地区で受託可能なのか。また、機会は均等なのか。
→機会均等を目指すわけではなく、まちづくり活動が活発になったことにより、市の事業の委託先としての選択肢が増えたという理解である。また、地区で行うことにより付加価値が付くことを期待している。
- ・本制度は、活動が活発な地区に対し加算をする趣旨である。

資料

付議事項書